

東京大学大学院農学生命科学研究科附属牧場利用規則

令和 年 月 日制定

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院農学生命科学研究科附属牧場（以下「牧場」という。）の敷地及び施設等の利用（以下「利用」という。）に関し必要な事項を定める。

(利用の範囲)

第2条 牧場は、東京大学農学部規則に基づく学生実習のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に利用することができる。

- (1) 東京大学（以下「本学」という。）の教職員または学生等（指導教員が承認した場合に限る。）が、教育、研究または実験等を行うために利用する場合
- (2) 本学以外の教育・研究機関等の教職員または学生等が教育、研究または実験等を行うために利用する場合
- (3) その他附属牧場長（以下「牧場長」という。）が特に利用を認めた場合

(利用の制限)

第3条 牧場を利用できる期間は、次の各号に掲げる期間を除くものとする。ただし、牧場長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) その他本学が指定する休日

(利用の手続)

第4条 牧場の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、原則として利用開始日の10日前までに、「牧場施設（利用・宿泊）申込書」（以下「申込書」という。）（別記様式第1号）を牧場事務室に提出し、牧場長の許可を受けなければならない。

2 利用希望者は前項の申込書のほか、利用が牧場で定める衛生管理区域に立ち入る場合は、「衛生管理区域立入確認書」（別記様式第2号）を申込書とともに牧場事務室に提出しなければならない。

(利用の許可)

第5条 牧場長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、その許否を決定するものとし、その利用が適当と認められるものについて、当該利用希望者に利用許可書を交付するものとする。

2 前項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用期間等を変更し、または利用を中止しようとするときは、速やかに牧場事務室に申し出なければならない。

(利用の調整)

第6条 牧場長は、牧場の業務等に支障がある場合、家畜の飼養衛生管理上立ち入りを制限す

る場合、既に利用者が複数いる場合等利用を調整することができるものとする。

(利用許可の取消し等)

第7条 牧場長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の取消し、停止、変更または制限（以下「取消等」という。）をすることができる。

- (1) 本学において、緊急に施設を使用する必要が生じたとき。
- (2) 申込書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 利用者がこの規則または利用許可の条件に違反したとき。
- (4) その他牧場長が必要と認めたとき。

2 前項の取消等により生じる損失については、牧場はその責任を負わないものとする。

(宿泊施設の使用)

第8条 利用者は、牧場の宿泊施設を使用することができる。

2 宿泊施設の使用については、別に定める東京大学大学院農学生命科学研究科附属宿泊施設使用規則（以下「使用規則」という。）によるものとする。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 機械・機器及び施設等の設置を行うときは、あらかじめ牧場長へ届け出し、許可を受けること。
- (2) 火災その他事故の防止に努めること。
- (3) 利用に伴う事故、災害等については、利用者が一切の責任を負うこと。
- (4) 利用者は、この規則及び使用規則並びに牧場の指示事項に従うこと。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意または重大な過失により、施設、設備、家畜及び作物等を損傷し、または滅失したとき並びにその他の損害を牧場に与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第11条 牧場利用に関する事務は、牧場事務室において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、牧場利用に関し必要な事項は、牧場長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

牧場施設(利用・宿泊)申込書

令和 年 月 日

■利用代表者 : _____ (携帯番号: _____)

■利用年月日または期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

■利用目的: _____

■利用者名簿 ※【重要】有事の際の緊急連絡先(自分以外に連絡がつきやすい電話番号等)を備考欄に記入してください。

氏名	性別	所属(本学の場合は研究科名及び研究室名等、それ以外の者は機関名等)を記入してください	身分(院生・学生は学年)	宿舎利用の場合			備考
				到着予定	出発予定	泊数	
1				時	時		
2				時	時		
3				時	時		
4				時	時		
5				時	時		
6				時	時		
7				時	時		

※性別欄は、学生宿舎において相部屋があるため、「男」、「女」、「その他」のいずれかを記入してください。

※利用者(宿泊者)記入欄が足りない場合は任意の用紙に同様に記入してください。

※本紙に記載の情報は当牧場の利用業務のみに使用し、適切に管理のうえ他の目的に使用することはありません。

※利用期間内において利用者個々の宿泊数に差異がある場合は、詳細を備考欄または別紙に記入してください。

■宿舎利用の有無 : 利用する 利用しない ※宿泊施設利用料は別紙参照

【利用する場合の教員宿舎の利用内訳】

利用人数 : 0 人

	教職員	院生・学生	その他	※原則、教員宿舎には学生等の宿泊はできません。		
学内者				※宿泊するすべての方について人数を記入してください。		
学外者				※牧場教職員からの招へい又は依頼の場合はその他-学内者に記入ください。		

【利用する場合の学生宿舎の利用内訳】

利用人数 : 0 人

	教職員			院生・学生			その他			※原則、学生宿舎には教職員等の宿泊はできません。
	男	女	その他	男	女	その他	男	女	その他	
学内者										※宿泊するすべての方について人数を記入してください。
学外者										

■食事(弁当)申込 : あり(原則、10食以上) なし

区分	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	計
朝 食	食	食	食	食	食	食	食	0 食
昼 食	食	食	食	食	食	食	食	0 食
夕 食	食	食	食	食	食	食	食	0 食

※土日祝日の食事(弁当)は原則提供できません。

※原則、食事の提供数は各食その都度10食以上とします。

上記申し込みに対し、利用を許可します。

年 月 日 牧場長

印

[別記様式2号]

年　月　日

衛生区域立入確認書

東京大学附属牧場長 殿

住所：

所属：

氏名：

電話：

貴牧場の衛生管理区域に立ち入るにあたり、下記事項を確約及び遵守いたします。

記

1. 利用日前1週間以内に海外渡航履歴はありません
2. 利用日前1週間以内に家畜伝染病（法定伝染病）が発生した農場に立ち入った事実はありません。
3. 利用日前3日以内に国内において生産農場に立ち入った事実はありません。
4. 利用にあたり、貴牧場の防疫に十分配慮します。
5. 利用にあたり、着衣及び履物その他防疫に必要なことについて貴牧場の指示に従います。
6. 利用に当たり、発生した廃棄物等の処理については、貴牧場の指示に従います。
7. 利用中に生じた事故・トラブル等、あるいは故意または重大な過失により貴牧場に損害を与えた場合は、牧場事務室に報告するとともに、その一切の責任を取ります。

※本確認書に記載の情報は当牧場の利用業務のみに使用し、適切に管理のうえ他の目的使用することはありません。

東京大学大学院農学生命科学研究科附属牧場宿泊施設使用規則

令和 年 月 日制定

(目的)

第1条 東京大学大学院農学生命科学研究科附属牧場（以下「牧場」という。）の学生宿舎及び教員宿舎（以下「宿泊施設」という。）は、牧場における教育、研究または実験・実習等のために利用する者の宿泊または一時的利用に供することを目的とし、宿泊施設の使用に関する必要な事項を定める。

(使用者の範囲)

第2条 宿泊施設を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東京大学大学院農学生命科学研究科附属牧場利用規則により許可された者
- (2) 前号のほか、附属牧場長（以下「牧場長」という。）が特に必要と認めた者

(使用の手続)

第3条 宿泊施設を使用しようとする者は、原則として利用開始日の10日前までに、「牧場施設（利用・宿泊）申込書」（以下「申込書」という。）を牧場事務室に提出し、牧場長の許可を受けなければならない。

(使用料等)

第4条 宿泊施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、別に定める施設使用料及び宿泊等に要する実費負担額を使用前に納入しなければならない。ただし、本学学生に限り施設使用料は徴収しないものとする。

- 2 宿泊を伴わない一時的利用については、牧場長が個別に決定する。
- 3 既に納付された使用料及び実費負担額は原則返還しないものとする。
- 4 天災事変その他非常事態、教育・研究または社会連携及び牧場運営の見地から使用料の減免が必要な場合は、牧場長の判断で使用料の免除あるいは減額ができるものとする。

(使用者の義務)

第5条 使用者は、次の各号の事項に留意しなければならない。

- (1) 火災、盗難その他の事故防止に努めること。
- (2) 建物、設備及び備品を丁寧に取り扱うこと。
- (3) 他の使用者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 前各号のほか、別に定める牧場宿泊施設使用者の心得及び牧場長の指示に従うこと。

(原状回復等)

第6条 使用者は、その責に帰する理由により建物、設備及び備品をき損し、または滅失したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(転貸等の禁止)

第7条 使用者は、宿泊施設を使用目的以外に使用し、または他の者に使用させてはならない。

(使用の取消し等)

第8条 牧場長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を中止させることができる。

- (1) 本学又は牧場において緊急に宿泊施設を使用する必要が生じたとき。
- (2) 申込書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 使用者がこの規則または利用許可の条件に違反する行為をしたとき。
- (4) その他牧場長が必要と認めたとき。

(適用除外)

第9条 この規則の成立をもって、過去に成立した牧場宿泊施設使用規則または関連事項等についてはすべて無効とする。

(事務)

第10条 宿泊施設の使用に関する事務は、牧場事務室において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、宿泊施設の使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

東京大学大学院農学生命科学研究科附属牧場宿泊施設使用規則第4条に定める施設使用料及び宿泊等に要する実費負担額は次のとおりとする。

単位：円（税込）/泊

	本学学生	本学教職員	他学学生	他学教職員	その他
学生宿舎・教員宿舎の施設使用料	0	1,900	500	2,400	4,000
学生宿舎・教員宿舎のクリーニング代	500	500	500	500	500
学生宿舎・教員宿舎使用の諸雑費	100	100	100	100	100
合計	600	2,500	1,100	3,000	4,600

※ただし、クリーニング代は5泊までとする。6泊以上は5泊ごとに上記の額を加算する。